

【 8 】

氏 名 鯖 田 豊 之
さば た とよ ゆき

学位の種類 文 学 博 士

学位記番号 論 文 博 第 9 号

学位授与の日付 昭 和 39 年 6 月 23 日

学位授与の要件 学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当

学位論文題目 封 建 支 配 の 成 立 と 村 落 共 同 体

論文調査委員 (主査) 教 授 井 上 智 勇 教 授 前 川 貞 次 郎 教 授 織 田 武 雄

論 文 内 容 の 要 旨

本論は第一篇「封建社会期村落研究の前提」、第二篇「封建支配の成立と村落共同体—マコネ地方」、第三篇「封建支配の成立と村落共同体—ディジョネ地方の場合」、第四篇「封建社会期村落研究の今後の問題」の四篇からなり、別に統計54表、地図29図を付す。

第一篇は五章に分かれ、現在のフランス地方自治体コミューヌについて、二つの特質を明らかにする。即ち、(1)日本の町村にくらべて、人口、面積ともに小規模であるにもかかわらず、地縁的団結がかたく、ながいあいだ安定し、町村合併の如きことは殆んどない。(2)しかしコミューヌは単一集落ではない。中心集落のある集居部（ヴィラージュ）のほかに、多かれ少かれ、散居部（アモー、エカール）を内包している。このことから、コミューヌは単一集落でないのに、なぜ安定度が高いか、コミューヌの原型がまとまったのはいつごろか、の問題がでてくる。著者は従来のフランスにおける村落研究史を回顧して、問題解決の一つの鍵が、封建社会期の研究にあることを提議する。

第二篇は五章よりなる。著者はまず、集居部より散居部の大きいコミューヌが多い散村地帯の代表として、マコネ地方（東フランスのブルゴーニュ南部）について、実証的研究をすすめる。著者は詳細な資料分析を通して次の三つの点を明らかにする。すなわち (1)いわゆる古典荘園時代に属する10世紀ごろのマコネ農村について、(i)コミューヌのまとまりはなく、今日のアモーによく似た小集落がばらばらに点在していたこと、(ii)荘園は賦役型（古典荘園型）でなく、一般に小荘園が多く、大領主の荘園も、極度に散在した小荘園の集合体にすぎないこと、(iii)荘園に属しない自由農民が多数存在し、かれらは制度的に荘園領主と平等であること、(2)11世紀から12世紀のころになると、(i)有力な荘園領主が、一円的支配権を行使するバン領主に転化し、領域内の中小荘園領主を封建家臣化するとともに、自由農民を隷属化して、封建制が成立すること、(ii)これに対応して、前代の荘園農民（不自由民 serf）と自由農民との区別が消え、統一的な農民身分が生まれたこと、(iii)同時に、農業革命が進行し、集村化運動がおこって、これらの農民が新しい村落共同体に団結すること、この村落共同体がコミューヌの原型であること等、(3)12世紀後半以後、

大諸侯としてのカペー王朝の力がこの地方におよび、その結果 (i)バン領主の力が衰えて、その下の弱小領主の立場が有利となり、後者は村落共同体を単位とする「村の領主」に編成がえされた、(ii)この間の権力交替を利用して、富農層がそれぞれの村落共同体内で実質的な指導権を握り（農民層の封建的分解）、かかる富農層によって村落共同体が確立・固定化したこと、を著者は論説する。

第三篇は四章からなる。ここで著者は、集居部が散居部より大きいコミューヌの多い、集村地帯の代表としてディジョネ地方（ブルゴーニュ北部）の実証的研究を行なう。著者はまた精緻な研究によって、この地方でも大体の経過はマコネ地方と同じであるが、相違している点は次の三点であることを論説する。すなわち、(1)マコネ地方の荘園は賦役型でなかったが、ディジョネ地方では賦役型が多い。しかし、賦役型であっても、小荘園が一般的で、大荘園も小荘園の漠然たる集積にすぎない。(2)現在のコミューヌの原型のできあがる集村化運動が、マコネ地方より徹底している。(3)バン領主の力が衰えて、その下の小領主が「村の領主」として返り咲く契機となったのは、カペー王権の排除ではなくて、ブルゴーニュ侯の権力集中である、と。

第四篇において著者は、マコネ、ディジョネ両地方の実証研究から、封建社会期には、およそ三つの発展段階のあったことを結論する。すなわち、9、10世紀およびそれ以前の第一段階、11、12世紀の第二段階、それ以後の第三段階である。このうちコミューヌの原型について、もっとも意義深いのは第二段階であり、著者はさらに、封建制もまたこの段階において、典型的な姿をみせることを強調する。著者の言葉をかりていえば「封建支配の成立と村落共同体の形成は、集村化現象を軸にした車の両輪のようなものである。」

論文審査の結果の要旨

およそ近代ヨーロッパを理解しようとするとき、これに先行する中世ヨーロッパの理解なしには不可能である。中世ヨーロッパの研究がヨーロッパはもちろん、わが国においても重要視される所以である。ところで中世ヨーロッパの研究のうち、最も論議の多いところは、中世封建社会についてである。最近のヨーロッパ村落史研究では中世における「集村化現象」の具体的時期を、ドイツ学界ではこれを7、8世紀とするのに対して、フランスでは11、12世紀とする、対蹠的な見解が対立している。

著者は「集村化現象」の時期をめぐる二つの学説の対立を、かならずしも研究対象地域の差違にもとづくものでなく、封建社会全体の把握の仕方にあると考え、「封建支配の成立と村落共同体の形成」という角度から、問題の解決に迫ろうとする。けだし中世社会が封建的支配体制の社会である以上、そしてその社会的基盤が農村社会である以上、著者の研究態度は根本的に正鵠を得たものといえよう。

著者はこの態度をもって、村落共同体の二つの型、すなわち散居の村落と集村的村落のそれぞれの代表として、マコネ、ディジョネ地方の村落を分析検討し、いずれも11、12世紀のころに、有力な荘園領主が一元的支配を行使するバン領主に転化し、封建制を確立したこと、それと同時に中世農業革命の進展に伴ない集村化現象が促進されたこと、また12世紀後半以後、王・大諸侯の権力増大にもとづきバン領主がおとろえ小領主の立場が有利となり、かれらは「村の領主」となったが、この間に、農民分解によって生まれた富農層の実質的支配下に村落共同体が確立・固定したことを、最近に至る研究書はもちろん、多くの

根本史料にもとづいて実証した。もちろんフランスにおける研究がドイツ、イギリスその他のヨーロッパ諸国にそのまま妥当するかどうかはなお問題であるが、著者もいうように、著者の立場から再検討するならば、ドイツ学界の村落史研究も大幅に修正されるかもしれない。ヨーロッパ封建社会全体を問題にするとき、各地方の研究がことごとく研究しつくされねばならない、という意味で、問題はなお残っているといえよう。しかし本論はフランスに関する限り、新たな視点と動かざる史料にもとづくきわめてすぐれた論文であり、学界に貢献するところ甚大であるといえる。よって本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。